

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案等に係る意見募集

1 意見募集期間

平成26年3月15日から平成26年4月14日まで

2 意見提出者(合計48者)

「放送事業者(48者)」

- AM放送事業者(18者): 青森放送、南海放送、ニッポン放送、朝日放送、文化放送、TBSラジオ & コミュニケーションズ、STVラジオ、中国放送、北日本放送、山口放送、九州朝日放送、RKB毎日放送、四国放送、毎日放送、アール・エフ・ラジオ日本、ラジオ福島、CBCラジオ、東北放送
- FM放送事業者(30者): エフエム東京、エフエム宮崎、エフエム愛媛、エフエム北海道、三重エフエム、エフエム大阪、エフエム大分、エフエムラジオ新潟、エフエム高知、エフエム愛知、静岡エフエム、福井エフエム、エフエム群馬、エフエム仙台、広島エフエム、エフエム熊本、エフエム栃木、富山エフエム、エフエム長崎、エフエム岩手、エフエム沖縄、エフエム青森、エフエム福岡、エフエム香川、エフエム佐賀、横浜エフエム、エフエム滋賀、エフエム山陰、エフエム岐阜、CROSS FM